



## 「専ら物扱い」の現状と環境省通知

### 【専ら物の適用条件が明確になった通知】

#### 1.はじめに

廃棄物処理法において「専ら物」とは法第七条第一項の但し書きに定義されているが、廃棄物の例外扱いの規定であった。

すなわち、「もっぱら再生利用の目的となる廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維の4品目を専門に扱っている既存の回収業者等は、許可の対象とならないものであること。」

専ら物については業許可不要、

マニフェスト伝票不要、許可車両使用不要、

簡便な契約書使用容認など特別扱いである。

#### 2.過去に問題になった事例

法で規定する「もっぱら」の意味が明確でないために、

①ある産廃許可業者が専ら物をマニフェスト伝票無しで収集、保管、専ら物の施設に持ち込み処分する行為が処理基準違反として行政指導上の問題となった。

②処理業者が専ら物の空き缶を圧縮する装置を使用していたところ、無許可の処理行為であり即時使用中止と、装置の撤去を口頭にて指導された。

#### 3.専ら物の判断基準の問題点は何か

①「もっぱら」を専ら物を専門に扱う処理業者の特例と限定する場合は、産廃・一廃の許可業者は適用対象から外れる。

②専ら物の品目を扱う場合の特例と規定すれば、範囲は拡大し産廃・一廃処理の業者も適用対象となる。

適用対象に該当するかどうかは処理業者としては重大である。マニフェスト伝票の使用義務の対象となるかどうかは事務処理の手間からも大きな問題となる。

#### 4.環境省通知（令和5年2月3日、環循規発第2302031号）

表題「専ら再生利用目的となる廃棄物の取り扱いについて（通知）」

専ら再生利用の目的となる廃棄物について、今般、下記の通り解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分（以下「処分等」という。）を業として行う者については、その業を行うに当たって廃棄物処理業の許可は要しないとされている。また、事業者が、その一般廃棄物又は産業廃棄物の処分等を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされており、この場合には、産業廃棄物管理票の交付を要しないとされている。

このことは、専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者であっても同様であり、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処分等については、廃棄物処理業の許可は要しない。ただし、専ら再生利用目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要であることに留意されたい。以下省略

#### 5.まとめ

廃棄物専門の半公的機関が開催する処理業者向けの講習会テキストにおいても最近まで次なる記載がされていた。

「「もっぱら物」の扱いとして「もっぱら物」だけでなく、その他の廃棄物を取り扱っている場合には、もっぱら物業者の扱いとはならないので、必要な処理業の許可が必要となる」上記の3-①の考え方である。今回の通知ではこの見解は否定されている。3-②の見解が正しいことを再確認できた。環境省が今の時点で改めて通知を出したこの意味は、従来の曖昧であった事案を明確化することで、廃棄物の資源化再利用の事業分野を後押しする目的がある。以上

